

一般会計、特別会計の職員人件費

問

人事院勧告では40歳以上の職員を中心に減額されているが、時間外手当は増額されており、市民から下げ幅をカバーしたと捉えられかねないため、必要な時間外手当は当初で組むべきではないか。

答 (総務課)

当初予算では、給料の4%を時間外手当として計上し、災害時の対応や業務が集中する時期等に時間外を行っている。時間外をできるだけ抑える方向で指導はしているが、どうしても課によって差が生じている。

今年度も残り3カ月とすることで最終的な見込みを立てる必要があり、部署によって増減はある

が、年間見込み額をこの時期に計上する手法を以前からとっているため、いたし方ないと考えている。

工業施設に係る固定資産税の特別措置

問

今回の改正では、中山・双海地域が過疎地域として特別措置の対象となっているが、伊予地域の周辺過疎地域を含めて対象とする考えはないのか。

答 (税務課)

過疎地域自立促進特別措置法では、伊予市全体がみなし過疎となっており、この条例の課税免除の適用範囲は、租税特別措置法を引用しており、同法では合併前の過疎指定地域しか対象とされていないため、伊予地域全域が対象にはならない。

地域課題解決活動創出支援事業補助金

問

- ① 伊予市全域どこでも実施可能か。
- ② どういった事業が対象になるのか。
- ③ 事業費に制限はあるか。

答 (まちづくり創造課)

- ① この事業は国の基金を活用し、県の事業として実施されており、伊予市全域で実施可能である。
- ② 対象となる事業は、医療、福祉、教育、子育て、まちづくり、学術文化、



住民自治「されだに」の協議状況

環境、雇用、国際協力などの広い分野で、地域の様々な課題解決のために実施する先進的な事業となっており、民間と行政で5団体以上の参画が必要とされている。

事業の採択は、県が募集し、審査会の後決定されるが、今年度の募集は終了している。25年度以降に事業が継続されるかは未定である。

③ 事業の実施期間は23・24年度の2カ年で、補助金額は1件当たり100万円以上150万円以内となっている。

◆議会を

傍聴しませんか◆

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催しており、どなたでも傍聴することができます。

3月定例会の日程は、広報「いよし」3月号、伊予市ホームページ(議会情報)に掲載されますのでご参照ください。